

○駒澤大学施設管理規程

制定 平成22年 4月 1日

改正 平成29年 4月 1日

平成30年 4月 1日

令和 6年 1月25日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）の校地、施設（校舎・研究館・体育館・グラウンド・サークル部室等）、設備・備品（以下「校地・施設等」という。）の維持及び管理を適切に行い、もって教育研究活動の健全な発展に資することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の駒沢キャンパス（大学会館246、コミュニティ・ケアセンター、法科大学院棟を含む。）、深沢キャンパス、玉川キャンパス、祖師谷グラウンド（祖師谷寮を含む。）、国際交流館（国際交流館アネックスを含む）及び仏教研修館竹友寮の校地・施設等について適用する。ただし、本学のこれ以外の施設については、別に定める。

2 校地・施設等の使用規程・細則及び注意事項については必要に応じて別に定める。

(管理責任者)

第3条 学長は、校地・施設等の維持及び管理を統轄する。

2 総務部長は、学長の命を受け、校地・施設等の管理責任者となる。

3 管理責任者は、次の各号に掲げる事務を所管する。

- (1) 施設使用の方針策定及び総合的調整に関すること。
- (2) 校地・施設内の安全に関すること。
- (3) その他校地・施設の管理に関し、統一的に取り扱う必要のあること。

(校地・施設管理者)

第4条 管理責任者の下に、校地・施設管理者（以下「施設管理者」という。）を置く。

なお、駒沢キャンパスの施設管理者は、総務部長が兼ねるものとする。

2 施設管理者は、下記のとおりとする。

校地・施設	施設管理者
深沢キャンパス	深沢校舎事務室の長
玉川キャンパス	玉川校舎事務室の長
祖師谷グラウンド	硬式野球部長

(祖師谷寮を含む)	
国際交流館（国際交流館アネックスを含む）	国際センター所長
仏教研修館竹友寮	仏教研修館竹友寮寮監

3 施設管理者は、その担当施設において、次の各号に掲げる事務を所管する。

- (1) 使用許可申請書の受付及び使用許可に関すること。
- (2) 施設の防災・防犯に関すること。
- (3) 校地・施設使用に伴う事故防止に関すること。
- (4) 電気、ガス、給排水等の適正な使用に関すること。
- (5) 第2条に定められた施設の適正な使用の確保に関すること。
- (6) その他施設の良好な維持保全に関すること。

(鍵管理・運用)

第5条 校地・施設における鍵（以下「鍵」という。）の管理・運用については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鍵は、各施設管理者が決めた保管場所において、保管場所の責任者が管理する。保管場所の責任者は、鍵の貸出し手続きについて定め、鍵の所在と使用状況を管理する。また、鍵の貸出し担当者を指定する。ただし、研究室においては「研究館使用要領」に準ずる。
- (2) 鍵の使用者は、あらかじめ定められた手続きを行い前号に定める保管場所より借出し、使用后又は校地・施設を離れる際は、借用した保管場所へ返却する。
- (3) 鍵の貸出し担当者は、前号に定める手続きに基づき、使用者及び鍵の所在を管理する。
- (4) 鍵の使用者は、鍵を紛失又は損傷した場合には、各施設管理者又は管財部へ直ちに届け出なければならない。なお、紛失又は通常の使用ではなく損傷した鍵及びシリンダー交換の費用について、鍵の使用者へ実費を請求する場合がある。
- (5) 鍵の使用者は、鍵を無断複製してはならない。管理責任者、施設管理者の許可なく複製された鍵が見つかった場合は、防犯上の点より、鍵及びシリンダーを交換する。交換に係る実費については、複製された鍵の所持者へ請求する場合がある。

(事務所管)

第6条 施設管理に関する事務所管は、総務部とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、駒澤大学深沢キャンパス洋館及び日本館管理規程（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、駒澤大学国際交流館管理規程（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。